

閉じ込められた命  
私の母はハンセン病でした

黄<sup>フアン</sup>

光<sup>グワン</sup>

男<sup>ナム</sup>



## プロフィール

一九五五年吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。一歳の時に母と姉がハンセン病を発病し、岡山の療養所に隔離され、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。一九六四年に家族五人が社会復帰し、尼崎で暮らす。二〇一六年二月、「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告副団長となる。

○司会 皆さん、こんにちは。定刻の二時となりましたので、ただいまより、二〇一八年度講座「生きること」の第三回目を開催します。

それでは本日お招きしました、黄光男さんのプロフィールをご紹介します。

黄さんは、一九五五年に吹田市で在日朝鮮人二世として、お生まれになりました。一歳のときにお母様とお姉様がハンセン病を発病され、岡山の治療所に隔離され、ご本人は岡山市内の児童養護施設で過ごされます。

一九六四年には家族五人で、尼崎にて暮らすこととなりました。そして二〇一六年二月に、黄さんは「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告副団長となられ、現在も闘っておられるところでございます。

それでは黄光男さんをお迎えしたいと思いますので、拍手でお願いします。

(拍手)

○黄 光男 皆さん、こんにちは。尼崎から来ました黄といます。

自己紹介ですけど、名前が三つあります。ファン ゲアンナムという名前、朝鮮語読みでこういう発音するのが、私の国の発音ということです。それを日本語読みすれば、こう みつおということになります。三つ目に日本名、通称名ともいいますけど、在日朝鮮人の場合、日本に住んでいる朝鮮人ですね、それを私の場合は、黄原光男(きはら みつお)といいます。本名の黄という字に、原っぱの原を付けただけという、簡単なもので、もうちょっと悩んでええ名前付けてく

れと思いますけども。この日本名がなぜあるかっていうと、日本が朝鮮半島を植民地化した。この歴史をひもとかないとだめなんです。

日本が朝鮮を植民地化したのは一九一〇年です。その瞬間から、当時大韓帝国という、もう一つ前は朝鮮王朝があったわけですけど、その朝鮮の国が、世界からなくなった年なんです。一九一〇年からそこに住んでる人は朝鮮人だけでも、日本人になったわけです。その後、日本の政府は、朝鮮人に対して、日本名を付けなさいっていうふうに、命令が下ったんです。命令ですから、従わなきゃあないわけです。それで、うちの黄家族、黄一家、黄一族って言うていいですかね、私のおじいちゃんが多分考えたんだろうと思うんですけど、黄原という日本名を付けたという事です。

それで、私はこの三つの名前を渡り歩いてるんです。岡山の育児院で育ったという紹介をしていただきましたけど、それが一歳なんです。一歳から九歳まで八年間。そのときは黄光男（こうみつお）だったんです。そして尼崎へ来て、小学校三年生になってから、黄原光男になったんです。小学校、中学校と日本の学校で、黄原光男で生活してました。高校一年に入ったときに、このファン グァンナムという名前を名乗ったんです。

それから、高校を卒業して尼崎市役所に入ったのが一九七四年。もう今私、六三歳ですけど、三年前に定年退職しましたけど、まだ再任用で尼崎市役所に働いております。

そしてここに書いてます。なぜ語るのか、なぜ語れなかったのか。私の母はハンセン病でし

た。お姉ちゃんもそうですけど、そのことが長らく語れなかった。五十歳過ぎぐらいから、自分の母親は、実はハンセン病だったということを語り始めたんです。ほんとに十年ちょっと前ぐらいから。

なぜ語るようになったのか。そして、なぜそれまで語れなかったのかということなんです。ここに書いてます言葉が、「恥でないものを恥とするとき、本当の恥になる」という言葉があるんです。これをおっしゃったのは、実はこの二年前に裁判が始まったんですけど、団長さんが林力さんで、私が副団長です。この林力さんは、福岡におられる学校の先生で、ここの「生きる」とっていう講座に、一九九五年に出られてるんです。だけど、テーマはハンセン病じゃなかったんです。教育のテーマでお話になったらしい。

この林力さんがおっしゃった。「恥でないものを恥とするとき、本当の恥になる」ということをおっしゃった。

ハンセン病っていうことを、私は長らく恥としか思えなくて、語れなかった。語れなかった理由は、まずそこにあるわけです。ところが、ハンセン病はただの病気の一つなんです。風邪をひいたとか、リュウマチになったとか、水虫になったとか。そういう病気の一つなんです。別に悪いことをしたわけでも何でもないんです。そういう恥と思っていた自分があったわけです。恥でないものを恥とするとときに、それが本当の恥でよって、林力さんがおっしゃった。この言葉が、私はぐさっときたんです。

これは別にハンセン病の家族の人たちのことだけを言ってるわけじゃないんです。いろんな立場の人を言ってるわけです。例えば部落出身者であることを恥と置いて、誰にも語れなかった。部落出身者って恥なんですか。何か悪いことしたんですか。でも、語れない。そんなことないです。そして障害者として生まれた。生まれた後に障害になったっていうケースもあるけど、そういう障害を恥と置いて、誰にも語れない。障害者って恥なんですか。恥でも何でもないですよ。そういうふうにして生きてきただけの話です。そういう恥と置いてる自分は何なんだっていう、そういう問いかけなんです。

これが二年前に裁判が始まった国家賠償請求事件です。熊本地方裁判所でやった裁判、提訴したんです。一次提訴で五九名、二次提訴で五百九名、全部合わせて五百六十八名、すごい数の原告の方たちが集まったんです。

これは、二月十五日に熊本地裁に入ろうとしてるところの写真です。熊本地方裁判所って行ったことなかった。私が行ったのはこのときが初めてです。それから裁判がずっと始まって、今は何回も足を運んで常連になりました。

さて、ハンセン病とは、っていうことです。ハンセン病はらい病と言われてました。随分古くからある病気のようです。でも、このらい病という言い方が、差別的だからやめてよという当事者の声があって、入れかえてハンセン病になった。ハンセン病の名前になった理由が、この一八七三年にアルマウエル・ハンセンさん、ノルウェーのお医者さんがらい菌というのを発見し

た。それで、ハンセンさんの名前から取ったのが、このハンセン病ということですよ。

ハンセン病はらい菌によって生じる慢性的感染症。らい菌は結核と同じ抗酸菌で、感染性は弱い。感染によって、皮膚に斑紋や結節、結節っていうのはこぶですね。こぶができて結節が生じて、末梢神経が冒され、麻痺などが生じる。末梢神経の麻痺により、けがややけどに気づかず、悪化するなどの二次的な被害や障害を負うことも多い。

末梢神経の中に三つ、感覚神経と運動神経と自律神経。感覚神経っていうのは、熱い、冷たいとか、指を切ったときに痛い、そういう感覚がないですから、熱湯に指突っ込んでみてもわからないう。指をばさっと切ってるのに、痛さを感じないから、傷をほったらかしにすると、ちょっと厄介です。そういう感覚神経が冒される。

二つ目は運動神経が冒される。指がこう動かないようになる。固まったままになる。それから自律神経っていうのは、まあ自分の意志で動かない神経。勝手に動くもの、例えば心臓が勝手に動いてるでしょ。心臓をとめよう思ったって、自分の意志でとめられない。それと暑くなったら汗が出ます。勝手に出るんです。体温を調整するために、それが自律神経なんですけど、汗が出ない。指先から汗が出ないですから、こういうコップとかを持ったときに、つるつるなわけですから、すべるわけです。持ちにくいんです。そういう末梢神経が麻痺したときに、そういう症状が出る。

このらい菌というものは、人間の体のどこに住みつきやすいか。それは体の温度の低いところ

ろ、空気に触れるところです。体の内部はやっぱり高いですから、らい菌はそこには入り込まない。顔の表面とか、手の先とか足の先とか、そういうところにらい菌が住みついて、この末梢神経を麻痺させるんです。体で一番温度の低いところは、目なんです。それで、そこにらい菌が住みついて、こういう悪さをするんです。ハンセン病の患者で失明する人が非常に多いのは、そういう理由なんです。

だから、別にハンセン病で、指がなくなったっていうわけじゃないんです。傷があっても、痛いと感じずにほったらかしにして、それで指を最後に切ってしまうとか、足の先を、足の甲をつけ根から切ったとか。そういうハンセン病の患者さんたちがたくさんおられるんですけど、ハンセン病でそういうふうになったわけじゃないんです。末梢神経が麻痺してるためになってしまふんです。

らい菌が発見されるまでは、病気の原因がわからずに、一般には風土病、業病や天刑病と言われた。らい菌が発見されても治療法がわからず、不治の病とされ、大風子の木の種子から取った大風子油による治療が中心だった。この大風子油っていう治療は、効いたのか効いてないのか、あんまり効かなかったみたいですよ。初期のハンセン病患者には、まあ効いたみたいですけど、重症になったハンセン病患者はなかなか効かなかった。

ところが、一九四三年にアメリカでプロミンっていうものが発見されて、これが非常によく効いた。有効性があるという報告があった。一九四三年、日本はアメリカと戦争してましたから、

このいい薬ができたにもかかわらず、日本にはすぐ来なかった。戦争が終わった一九四五年、この後の四六年、四七年、四八年ぐらいにやっとこさ日本にやってきて、このプロミンが非常にハンセン病患者にとって、救いの薬になったわけですね。

さあこれは、大阪市が作ったパンフレット「ハンセン病のことを知ってますか」。行政がこういうパンフレットを結構たくさん作ってる。大阪府も作ってる。行政の人はすぐこういうことを言いたがる、「正しい理解」。まあそれはそれで合ってるんです。正しい理解がまず基本。だけでそれで差別はなくなりましていう話なんです。正しい理解だけじゃ、やっぱり物足りないです。

そうすると、正しい理解を得た後に、次に何が必要か。ここが結構難しいんですよ。差別をなくするために何を学ばなあかんかっていうところが、正しい知識だけじゃだめなんです。僕はすごく痛感してるんです。大阪市が書いたQ&Aの質問です。「そもそも隔離は必要だったのですか」という質問に対して、大阪市はこう答えました。「一口に感染症といっても、感染力と感染した場合の重症度などがさまざまであり、医学的な見地から隔離が本来に必要なのは、感染力が極めて強く、しかも感染した場合の重症度がとても重い、死亡率の高い場合です。それ以外の隔離は、許されるべきではありません」と。ハンセン病は感染力が弱いんです。死亡する人はめったにいないんです。だから、隔離する必要はないですよっていう説明を、大阪市の方はされたんです。

これを皆さんはどう思われますか。私がこれをわざわざここへ持ってきた意味合いをわかりますか。ハンセン病はたまたま感染力が弱いということですが、世の中に病気がいろいろありますよね。ほんとに感染力が強くて、それで死亡に至る病気もあります、いまだに。そういう患者さんたちは、隔離していいですよっていう答えにしかありませんよ。隔離っていうのが、隔離政策のことなんか、何のことなんかはちょっと明確には書いてないんですけど、どんな病気を持った患者さんだって、やっぱり隔離っていうのは最低限にとどめるものなんです。

ハンセン病の患者さんたちはそういうふう強制隔離して、島に閉じ込められたり、学んでいた学校をやめさせられて、家族から引き離されて、その島に行ったんです。そういう隔離政策をさせられた。

もしハンセン病の感染力が強くて死に至る病気だったら、そういう隔離政策は正しかったんだっていう理屈にしかならないでしょう。だからこれはもう非常に説明不足、言葉足らずと云っていいですかね。隔離政策を認めてるやんか、みたいなね。大阪さん、そんなんでいいですか。大阪市の市民をそれで理解させていいんですかって、いつも思っこのコマを使わせてもらってます。これは大事なことです。ハンセン病のことをとにかく感染力が弱い弱い、治る病気になったって言うて、そうでない病気の人は、もうとことん隔離してええんかみたいなね。僕らはそういうこともちゃんと考えなあかんという意味で、この説明をさしてもらいました。

さあ私の父親が日本語読みで言いますと、黄鶴性（こう かくせい）、朝鮮語読みで言いますと、ファン ハクソン。一九二〇年、大正九年に生まれて、九一歳で亡くなったんです。母親が、李小連（イ ソヨン）。父親は慶尚南道、母親が慶尚北道で生まれました。父親は十四歳のときに、この日本に来ました。先ほど日本が一九一〇年に植民地化したって言いました。お父ちゃんは、朝鮮人じゃなくて日本人として生まれてるんです。日本国籍を持って。朝鮮の国はないですから。一九二〇年に日本人として生まれた。ところが日本語は全然しゃべられへんわけです。十四歳のときに日本に来て、日本語がわからずに非常に苦労したっていう話はしてました。

母親は十六歳のときにこの日本に渡ってきた。同じように日本語がわからず、非常に苦労した。聞くと、二人が一九四〇年に結婚をして、六人の子どもを産んだ。私が末っ子です。四人続けて女の子が生まれてるんです。蓮子姉ちゃんは、ちっちゃいときに亡くなってます。光子姉ちゃんは生きてます。命斗姉ちゃんもうちちっちゃいときに亡くなってます。佳子姉さんは生きてます。てっちゃんというお兄ちゃんがおったんです。何年に生まれて、何年に死んだかがわからないって、戸籍に載ってなかったんです。

うちの親が時々、てっちゃん兄ちゃんのことを話してるんです。僕が小さいときです。もう誰やねん、てっちゃんってと思ってたら、僕の兄ちゃんやった。どんな字を書くのかわかれへんかって、こういうふうに書いてます。彼は生まれながらにして、三重苦。目が見えない、耳が聞こえない、しゃべれないというふうにして生まれたんです。ところが体だけはどうでも大きく

なっていく。それで、母親がてっちゃん兄ちゃんを背たろうて、もう無駄かもわからんけど、いろんな病院を渡り歩いて、「この子、助けてください。この子、助けてください」って言ったって、おやじが言ってました。そのときに、うちの両親は創価学会に入ったんですよ。学会に入ったら、このてっちゃん兄さんが助かるって言うて。宗教をやる人って、時々そういうふうにして誘いますね。もうわらをもつかむ気持ちで、創価学会に入ったんです。まあ結果的には亡くなつた。四歳か五歳ぐらいまで生きてと思うんです。僕が、てっちゃん兄ちゃんの生きてるときに生まれたいなんです。

ハンセン病という病気は、感染力が弱いのに、何でなるのという問題があるんですけど、これは生活環境とか栄養状態が非常に悪くなったら、体の免疫力が落ちます。免疫力が落ちると、ハンセン病になる確率が高いつていうことなんです。だから母親はてっちゃん兄ちゃんを背たろうて、いろんなところに行ってる間に、ハンセン病になったんじゃないかなと推測するんです。どのルートでらい菌が、誰から伝わったかなんて、これわかりようがないんです。らい菌って潜伏期間が非常に長いんです。体の中をらい菌が住みついたとしても、潜伏期間があつて、すぐ発病するわけじゃないんです。もう十年、二十年、黙ったままずっとおつて、そういう生活環境が悪くなった、免疫力が落ちた瞬間に発病するという。だから非常に原因がわかりにくい。

これは私が大阪吹田市で生まれた一歳のときの写真です。上の姉ちゃんが十一歳で、下の姉ちゃんが六歳。母親が三三歳ぐらいですかね。

もう一枚の写真です。上の姉ちゃんが私を抱っこしてる。後ろにちょっと家が映ってるでしょ。平家建ての、これ長屋なんです。バラック小屋みたいな、木造の。まあ立派な家とはちょっと言われへんね。そういうところで生活してたみたいです。

そこで家族六人、てっちゃん兄ちゃんも入れて、生活してたんですけど、そこにやってきたのが、大阪府の職員。安東さんと松本さん。女性の職員なんです。彼女たちがうちの家に頻繁に来るんです。何で来るか。ハンセン病患者っていうことがわかったわけです。そうなたら、らい予防法にハンセン病患者は強制的に隔離することができると書いてあるんで、嫌でも強制的に療養所に入れる、療養所に入ってもらう、そういう入所勧奨っていうんですけど、それを大阪府の職員が説得しに来るんです。何回も何回も来るんですけど、私の母親はそれを拒んできた。それはそうですわ。ちっちゃいたくさん子ども抱えて、「はいはい、わかりました。行きますわ」みたいな返事はすぐにできないですよ。拒んで拒んで、嫌です嫌ですって言って、拒んできた。でも、家にお風呂がないですから、銭湯へ通ってて、ある日、家族五人がお風呂へ入ろうとしたら、お風呂屋の大将から、「あんたところに入ってもらったら困る」って、入浴を拒否されたんです。さあ、たちまち困りました。お風呂に入られへんってね。まあお風呂に入らんでも死ぬわけじゃないですから。だから、ちょっと遠いお風呂屋さんに通ったんかもわかりません。

それで、母親は自分がこの病気になって、家族全員がお風呂に入られへん、そういうふうな家族に迷惑をかけられへんって思ったんでしょうか。その年の一九五六年十二月六日、母親と下の

姉さんもハンセン病になったっていうのがわかって、愛生園に入りました。私は同じ日に、岡山市内にある育児院に入ったんです。ここに「のびのびと」って書いてますけど、この新天地育児院っていうんですけど、僕はこの生活が楽しくて、ほんとにのびのびと、親のことを全然知らんままね。一年後にも、父親と上の姉もハンセン病になって、長島愛生園に入った。家族五人のうち、四人がハンセン病になって、私だけがハンセン病にならずに、岡山育児院におったということです。

この「無らい県運動」という言葉があるんですけど、ハンセン病患者がいない県、すなわち全ての患者を隔離し、放浪患者や在宅患者が一人もいなくなる県を意味する。一九二九年に愛知県が最初に無らい県運動という言葉を使用したのが、一九三一年のらい予防法公布により、無らい県を実現するため、官民一体となった無らい県運動が戦前戦後を通じて全国で展開された。

ここの「官民一体」、ここが大事なんです。行政の力だけでは、このハンセン病患者を強制隔離するのは無理なんです。市民の力を借りないと。だから官民一体となった無らい県運動が実施された。

これは今から三年ほど前に、大阪府に公文書の公開請求をしたんです。私の家族の患者台帳を見せてくださいって公文書の公開請求をしたら、「いいですよ、出します」って言ってくれて、出てきたのがこれです。患者台帳。昭和三十年九月十五日。私が三十年の七月生まれですから、もう生まれて三か月ほどで、すぐこういふうに台帳に書かれてる。台帳に書かれるということ

は、そういう前から、「あそこの家はハンセン病患者とちゃうか」って狙われてたんでしょ。いろいろ書いてます。ここに母親の名前が多分書いてあった。個人名は全部黒塗りするんですけど、年代を見て、家族構成とか見たら、これはうちの家のものに間違いないと、コピーさせてもらったんです。

入所しない理由がここにあります。五番に丸があります。「家族に対する執着」。普通は執着しませんからね。

次のページです。家族六人、てっちゃん兄ちゃんが多分ここに、そして私が一番末っ子ですから、ここに名前がある。次のページが、職員の直筆のメモ書きです。「昭和三十一年一月九日。夫は何々で」って直筆とメモ書きがあって、これをきれいに文字化しましたので読みます。

「昭和三十一年一月九日。夫は日雇い労務者で生活困難。幼児多く、本人は結節中等症で至急入所の要あり。強硬に勧奨せるも……」、強硬ですよ。「せるも」って、古い言い方でしたね。「子どものことを言いたてて聞き入れず。六月十七日結節消退期にあるも、なお要入所。なお、本人の次女……」、これ下の姉さんのことです。「疑わしい斑紋有しておるが、菌検査の結果、プラスであり、なお精密検査の要あり」と。

「八月十六日、検診及び入所勧奨のため、吹田市岸辺の自宅訪問せるも不在。次女の、受診方を重ねて要望する旨、書面を留置しておいた。なお、付近住民の言っていたところによれば、家族中長男……」、てっちゃん兄ちゃんのことです。「長男が死亡した模様」、このときにもう既

に、てっちゃん兄ちゃんは亡くなってるんです。安東技補、松本主事、運転手さんの長谷川さん。大阪府の職員の名前がわからなかったんです。でも個人の名前は消すんですけど、職員の名前は消さないからこの名前がわかった。

付近住民の言っていたことを聞き取りしてるんです。長屋のおばちゃんに聞いたんかもわからん。「黄原さんとこ、最近どないしてんの」って言うてね、日本名で言うてましたから。「いやあ、何か最近長男さんが亡くなったみたいですよ」って、言ったんでしょう。それを聞き取りしたものがこれです。

八月二九日、次女にらい診断の届出が阪大からきました。これで下の姉さんはハンセン病患者と決定されたんです。「雪子・住子、母娘に対し、強力に入所勧奨。なお、雪子の夫に対しても説得の要ありと認め、当課へ出頭するように、伝達方依頼。」雪子っていうのは、母親の日本名なんです。出頭ですもんね。市役所の庁舎に行くのを出頭って言いますか。ハンセン病患者は、こういうふうに言われるっていうことです。

そして、「八月三十日。本人と夫が来庁。入所せしめるよう説得」。説得されて、もう半分諦めたみたいな感じでね。一度療養所を見学の上、決心したいと言って、もう半分諦めかけた。

「九月三日」、八月三十日から四日ぐらいいしか経ってないんですけども、「電話で朝鮮へ帰るように手続きするから、療養所見学は中止すると言う」と断ったんです。朝鮮へ帰るっていうのは、これはとってつけた理由なんです。帰るつもりも何でもないです。実は、うちのおじいちゃ

ん、おばあちゃん、おじさん、おばさんは全部朝鮮へ帰ってるんです。うちの家族だけが日本に残ったから、まあ朝鮮へ帰るっていう理由も、まんざらうそではないんですけど、この本人は帰るつもりは全然なかった。

そういう理由をつけて、療養所見学は行きませんって、この四日間に夫婦で話し合ってたでしょう。「もうお母さん、どないする。もう諦めて行くか」「ああ、何でそんなに行く。子どもはちっちゃいのに、光男はまだ一歳やで。そんな子を抱えて、行けるわけがないやん」そんな夫婦の会話があったんでしょか。

そしてまた一か月後、「九月十九日、訪問入所勧奨するも、入所の意思はないものと考えられる」。この九月十九日から十月十九日、一か月後ですけど、入所しますって回答したんです。さあこの一か月の間に、何があったか。長女と夫は、大阪府吹田市に残って光男を保育部に預けたってという回答をしたんです。

先ほど、お風呂の入浴拒否のお話をしたと思うんですけど、多分この間に、入浴拒否を受けたんだろうと思うんです。それで、もう諦めた。入所しますって言うてね。「十月二二日、生後一年四か月の次男……」これは私のことです。「母雪子入所に際し、保育所にあずけることを打ち合わせた」。

さあ、ここで皆さんに質問です。地方公務員のあるべき姿とは？ あなたが安東さんならどうしますかという質問です。大阪府の職員、安東さんはハンセン病患者を見つけたら、療養所に入

れさせるっていうのが仕事なわけです。その職場に配属された、いわば任務なわけです。お仕事。だけど、今から考えたら、非常に人権侵害です。ただの病気、そんな患者を家族から引き離してですよ。お姉ちゃんなんかは、吹田の小学校で学んでたと思うんです。勉強してたと思うんですけど、そこをやめさせて、ここの愛生園へ入れさせるっていう人権侵害、今から思えばそういうふうに見えるんですけど、その当時の安東さんはどう思ったのでしょうか。ハンセン病患者は療養所に入所させる。これが私の仕事だ。強い意志を持ってたんでしよう。だって嫌がってるんですから。こんだけ言うても言うても、ちゃんと聞いてくれへん。そういう相手でも、何回も訪問して入れさせるわけですから。安東さんは、ある意味すごく強い意志を持ってた。さあ皆さんが安東さんだったらどうしますかっていう、この質問の答えは、皆さん、心の中で考えてください。

さあ、二〇〇六年の十月七日に、父親に聞き取りをしたんです。テープが残ってて、これを聞いてもらうように、ここに録音のデータが入ってたんですけど、今日は機械がうまくできずに、残念ながら聞けないんです。父親の生の声が入ってたんですけど、こういうふうに行ってるんです。「近所の人もだんだんわかってきたんやね。誰が言うたか知らんけど、お風呂へ行ってる、『あの人はあの病気やから』って言って」「銭湯の人らも『今度から来たらあかん』って言われて、家に何とか風呂をつくらうかなと考えるとったけどなあ」「大阪の府庁から、職員が女の人やけど来ました。どないしてわかって来たんか知らんけど、何回か来て、ここへ行け言うて、

誘いよってね」。「職員はどういう説明をしましたか」と聞いているのは福岡さんという大学の先生なんです。「そこへ行けば治るからな、家におったらだんだん悪くなって、困るから行くように、行くように、行くように、行くように」と父親が言うた。職員が重ねて重ねて言うてるんです。「行くように、行くように勧められた」。「だんだんしてるうちに、もう府庁から来て、スーッと家じゅうを消毒したんです。水の消毒」消毒もされてたんです。「水で消毒されたら住めませんね」「それをされたら生まれへん。近所の人にも知られて、もうおられんようになってしまっただけ、もう住めないから、もう行かにかいかな。これで諦めた」って言う。お風呂の拒否とこの消毒の二つが重なったわけです。

これ、当時の住宅地図が出てきたんです。ここが十軒長屋で、こっちが五軒長屋で、私の家の黄原ってここに書いてる。ここにおったんです。松の湯っていうお風呂屋さんがすぐ近所にあっただけですけど、そこで入浴拒否された。

それでまだ聞き取りが続きますけども、「光男さんを新天地育児院に預けることになって、別れるときに奥さんがすごく泣かれたって話」「そうですもん。もう気違ひみたいだね。暴れてね、離さん言うてるのに、無理に職員らが」「大阪府のあの人ももう一人がおったんですね。でももう二人が一生懸命取り上げて、その人も車で来てね。それで何とか連れていったんです」と、こういうお話を父親がしてくれました。自分の妻が私を抱っこして、もう離したくなかったんでしょね。それを府の職員が二人がかりでもって、こう引き離した。そのときに「離さ

ん」って言った。その状況を見て、父親は自分の妻のことを「気違い」というふうに行った。「気違い」っていう言葉は、精神異常を表す差別用語ですよ。差別用語を使わないと、この場面を説明できないということだったわけです。

この無らい県運動が、大阪府の職員や近所の一般市民が一体になって、ハンセン病患者を社会から追いやった。二〇〇一年の熊本地裁判決で、国の過ちが認められ国は謝罪したが、一般市民、県や市の職員たちの中に、国と同様に謝罪し、責任を感じた人が何人いただろうか。国は謝ったけど、一般市民、県の職員や市の職員が、謝罪や責任を感じましたか。ハンセン病患者はかわいそうな人たちと、同情を誘うような問題ではなく、自分にも加害責任があったかもしれないということが問われる。

ここで、真実を知らされていない一般市民に、責任を問えるのかと書きました。一般市民は、ハンセン病は怖い病気やと誤った情報を信じただけ。そういうふうには怖がらせて、怖がった一般市民はそういう患者がおったらもうすぐにも「出て行け」って追い出したわけです。だけどそれは、真実を知らされてなかった。誤った情報を信じた。その一般市民に責任を問えますか。ということなんです。ここは難しい問題です。一般市民は、まあいわば詐欺におうたみたいなんです。「この品物はええ品物です」とかいうて買うて、大金をはたいて買って、家に持って帰ったら、全然にせものやったみたい。詐欺におうたみたいなんですけど、そういう人に責任を問えますか。という質問なんです。だからここは難しい。

これは日本がアメリカと戦争してるときの、日本国中の至るところであった風景。これを絵にしたもんなんです。日の丸持って、小旗を振ってます。この息子が赤紙、召集令状をもらって、今から戦地へ赴く。行って来いと、天皇のために戦って来いって見送ったんです。正しい戦争と信じ、日の丸小旗で見送ったときと似ていませんか。彼女たちに戦争責任を問えるのかっていう問題とよく似てます。この時代に戦争反対って言った人も、少ないながらもいたみたいですけど、そういう人たちは当時で言う特高警察に捕まって拷問を受けて、獄中で死んだ方もいたようです。戦争反対っていうことは、簡単に言えないんです。そういう時代だとわかりますけど。その彼女たちに戦争責任を問えますかっていうこと。これも非常に難しい問いかけです。

そういうことをもう二度と繰り返させないためには、どうしたらいいんだっていうことの一つのメッセージなんですけど、力の持った者の言うことをうのみにせず、おかしいことはおかしいと声を上げる勇気を持つということです。この「力の持った者」、ここが大事なんです。力の持った者、信じやすいです。誰ですかね、力持った者。枚方市でいったら枚方市長さんとか、市会議員さんとか、学校の先生とか。大阪府まで広げると大阪府の知事さん、日本全国で言えば国会議員さんとか、いろんな力を持っています。そういう人の言うことであっても、うのみにせずにおかしいことはおかしいっていう声を上げる。この声を上げるっていうのが、結構難しいですよ。心の中でおかしいなっていうことは、たくさんあると思うんです。あれ、ちょっとおかしいな。こう首をひねる瞬間ってたくさんあるんですけど、それをあえて、声を上げるっていうの

は、なかなか勇気が要ります。私は簡単に書きましたけど、簡単にはできない。だけど、もしこ  
ういうふうには「ハンセン病はそんなふうな隔離政策をせなあかんのか」と一般市民の声が上がっ  
ておれば、あの九十年間も続いた隔離政策が、もっと早くになくなってたかもしれない。そうい  
う「なくそう」という声が上がらなかった。

私の母親たちは、そのときにどこに行ったかといえば、瀬戸内海に浮かぶ離れ小島、長島って  
いうんです。ここにありますが国立療養所長島愛生園。こっち側に同じ国立療養所の邑久光明園が  
あるんです。これは国立療養所の第一号としてできたんです。入所者が多いときで二千人。もう  
今は二百人を切ってます。十分の一ぐらいになってます。

日本全国でこういう療養所がどれだけあるかを書いた地図です。北は青森県松丘保養園から、  
南は沖縄、宮古島の中にあります宮古南静園まで、国立が十三、私立が一つだけ静岡県に神山復  
生病院があり、入所者はトータルして、去年5月のデータで、一四六八名になってますけども、  
今はもう一年経ってますから、さらに少なくなってるでしょう。

この療養所は日本全国にありますけども、どんなところに建てたかという特徴があるんです。  
一言で言えばへんぴなところ。交通が非常に不便で行きにくい。だから大阪の駅前に作らないで  
す。神戸の駅前にできないです。そういうへんぴなところに作った。これは、そういうところに  
しか土地がなかったということもあるかもわかりませんが、日本政府の趣旨、狙いは、そう  
いうへんぴなところに作って、一般市民の関心が行き届かないようにした。マスコミもその島

には行かないです。だから療養所の中でいろんな人権侵害が行われてたんですけど、そういうことが新聞にも書かれないし、テレビ、ニュースにも載らない。情報がまるっきり断たれる。情報を断たせるために、こういうへんぴなところに作ったって、私はそう思ってるんです。

これは、長島愛生園の一九五五年当時の地図です。職員地帯と患者地帯と、こういうふうには正確に線一本を書いてますけど、ほんとはぎざぎざなんです。職員の人は患者地帯に入り込むんです。患者さんは一歩たりとも職員地帯には行けないという線をつくったんです。何でわざわざそういう線引きをしたのか。ここは隔離された島ですから、どこを自由に歩いてもええみたいに僕は思うんですけど。だけどあえて、ここからこっちに行ったらだめよってしたのは、患者さんたちに対する、精神的な抑圧、あんたらはこの島の中でも、ハンセン病患者やねんど。ここから先は一歩も入れないっていう精神的な抑圧をさせるためにしたんじゃないかな。これは私の推測ですけど。

ここは船でしか行けなかったんです。今は橋がありますけど、患者棧橋っていうのと、こっちの職員棧橋と違うんです。棧橋もまた違うんです。

それから愛生学園という公立の小学校、中学校まであるんです。私のお姉ちゃんたちもここで学んだ。高校がなかったんです。十三ある国立療養所の中で、小学校、中学校まではあるけども、中学を卒業したらどうすんねんって言うたら、その療養所にいるだけ。高校がないですから。それで、高校に行って学びたい、勉強したいっていう要望が高まって、それで十三ある国立

療養所の中の一校だけ、ここに邑久高等学校新良田教室ができた。これが一九五五年、昭和三十年、私が生まれた年です。一クラス三十人。全国の十三の国立療養所にある中学校三年生が、この高校へ入るために受験勉強をするんです。三十人しか入れないですから。その当時は子どもたちがたくさんいましたから。受験勉強をして、合格した人たちだけがここへ入る。長島愛生園に入所してる人でも、この試験を受けへんかったら入られへん。全寮制ですから、沖繩から来た人とか、青森から来た人たちがここで四年間、定時制なんです。昼間の学校なんですけど、四年間定時制で学んで卒業していった。

納骨堂っていうのがあるんです。ここで亡くなったら、家族がお骨をふるさとに持って帰るのが普通ですよ。家族が持って帰る人もおるけど、圧倒的に持って帰らない。そのお骨をどうするのかっていったら、この納骨堂に安置する。いまだにふるさとに帰れないままにあるお骨が、ここにたくさん安置されてるんです。火葬場もその島の中にあっただけです。岡山市内に火葬場あるんですけど、岡山市内では焼かせてもらえなかった。

監禁室っていうのもありました。この生活が嫌やっかって脱走する人がけっこうあって、それで見つかったらこっちへ引き戻して、この監禁室へ入れるんです。おまえ、もう二度とこんなことするなよっていう罰です。

ここでは患者作業っていうものをさせられたんです。先ほどのハンセン病患者の特徴で、けがをしても気づかないとか、そういう人が多いにもかかわらず、患者さん作業をさせられて、それ

で手の指を失ったとか、足を失ったとかいう人たちはたくさんいる。それは患者作業をさせられたからなんです。

それで園内結婚、これは認められたんです。ところが、子どもは絶対つくったらだめよっていう。ハンセン病のお母ちゃんから子どもが生まれたら、この生まれた子どもはハンセン病になるもんやと思われてるわけです。だけど私の母親はハンセン病でも、私はハンセン病になってないですよ。私が証拠ですわ。ハンセン病の母親から生まれても、子どもは必ずしもハンセン病になるとは限らない。多分ほとんどならぬと思うんです。だけど、ならないにもかかわらず、子どもをつくらせなかった。だったら結婚させたら、子どもができるやないかっていうことで、結婚は断種が条件ですよ。夫婦舎いのがあって、そこへ入るためには、まずお父さんが断種するということが条件です。

断種していたにもかかわらず、子どもが生まれたっていうケースが、たくさんあるんです。断種手術がうまくいかなかったっていうのが結構あるんです。ハンセン病療養所ですから、産婦人科じゃないですから、そういう手術をちゃんとできなかったケースがたくさんあって、子どもが生まれるケースがあるんです。そういうふうにしてできた赤ちゃんは、どうするかっていうと、中絶、墮胎するっていうことです。墮胎、中絶をするっていうのは、五か月ぐらいまでだったらできますけど、六か月まで大きくなったら母体に影響するから、もう中絶ができないです。それで無理やり子どもをおろさせたら、母親も死んでしまうかもわからないから。そういうもう八か

月、九か月の大きくなった赤ちゃんをどうするのかといったら、産まなしゃあないですわね。産んだ後どうなったか。産んだ後、生まれた瞬間に、看護婦さんが鼻と口をふさいで、その場で殺したんです。それで看護婦さんは母親に、男の子とも女の子とも言わずに、「死産でしたよ」っていうふうに言った。療養所の中ではそんなふうにして死んでいった赤ちゃんが、どのぐらいいるのかっていう数はつかめてないですけどもね。その看護婦さんって、国家公務員ですよ。療養所は国立ですから。お医者さんも国家公務員です。そういう人たちがそういうことをやった。できるもんなんですわね、人間ってすごいですね。

胎児標本問題があつて、生まれた赤ちゃんをホルマリンに漬けて、標本にしたっていうのがあるんです。何のためにホルマリンに漬けて標本にするんだっていうことなんですけど、産まれた赤ちゃんがハンセン病に感染してるのか、母体との関係性がどうか、そういうことを研究するために、標本にしたって言われてるんですけど、ほとんどそういう研究はされずに、標本にしたまま、ほったらかしにしてここに並べてたっていうんです。それがこう見つかつたんです。全国の療養所内に二百から五百体の胎児標本が存在していたって、報告書に書かれてるんです。ハンセン病患者、ハンセン病を理由にして中絶させられた数が、今問題になってる優生保護法ができてからの数なんです。白いところはデータそのものがないということですね。中絶させられたのは合計三一六五人ですけど、この優生保護法ができたから中絶していいとは言いませんけどね、ハンセン病患者は法律ができる前からもう既にこういうふうの中絶させられたから、

実際に何人の赤ちゃんが死んでいったかというのは、わからないです。

これが今の長島愛生園。昭和三十一年十二月六日、そういうふうにして私の母親と姉さんは長島愛生園に入った。私はこの新天地育児院っていうところに行きました。小高い山の上にあるんです。自然が豊かなんです。これが今の子どもたちのカラー写真です。親が何かの理由があって、自分の子どもが育てられない、そういう子どもたちが集団生活する場所です。中学生までしかいられないんですが、中学校を卒業したら、もうそこを出て行かなあかんのです。

当時の古い写真が出てきました、こんな白黒の写真。これは私の五歳ぐらいのときの写真です。この写真を撮ってもらったときのことを覚えてるんです。これも五歳か六歳ぐらいでジャンパーを着てるでしょ。ジャンパーをうちの親が送ってくれたんです。このとき黄光男（こうみつお）って言われてたから、「光男ちゃん、お母さんが、ジャンパーを送ってくれたよ」と言っていて、「ジャンパー着て、ちゃんと写真撮って、写真をまたお母さんに見せてあげなあかんね」って言うて、それでしゅっと何か緊張ぎみな顔をしていますけども。療養所の中で生活をしてたら、収入はないですから、どうやってお金を工面したんか。そういうふうにして、僕のことを気にかけてくれていたということです。

小学校一年で入学したとき、こんな五人が一緒に岡山市立三勲小学校に入学しました。岡山市立三勲小学校って言われてもわかれへんわね。そこへ小学校二年生の終わりまで通ってました。

これは、うちのお姉ちゃんの中学校三年生のときの作文が出てきたんです。中学三年って十五

歳です。「弟さんが面会に来たから、両親を呼びに行ってくださいと、学校に電話がかかってきた。今日は一月の終わりに近づいた日の夕方、私の弟は岡山の育児院に預けられている。そして年に四、五回保母さんに連れられて、私たちに面会に来る」こういう作文が出てきたんです。びっくりしました。愛生園の学芸員さんが見つけてくれたんです。田村さんという学芸員さんから、突然電話がかかってきて、「黄さん、お姉さんの作文が出てきたで」と言って、これが出ました。

ここにいろいろとそのときのやりとりを書いてるんです。年に四、五回面会に来てたんです。僕は全然記憶がないんです。お姉ちゃんと母親、父親とも会ってるやりとりが書いてるんですけど、どこ、なぜか記憶が全然ない。父親たちはこの長島愛生園、ここに果樹園ってあるんですけど、ここに夫婦で住んでたんです。電話が愛生学園にしかないから、お姉ちゃんは愛生学園から両親のいるところまで、子どもの足で三十分ぐらいかけて歩いた。だから、冬は寒い、夏は暑いときでも、弟に会いたいために、父親と母親に連絡しに行ったということが書かれていた。

これが伊良々農場って果樹園です。園内で自給自足してた。もう昭和三十年代やったら、そんなに食べ物には苦労しなかったんだろうと思うんです。戦中戦前、食べ物が非常に少ない時代は、自分たちでこういう段々畑で、食べ物をつくってたというところがあった。そこに父親たちが入ってたんです。

さあ、これが母親たちが迎えに来た写真です。これが上の姉ちゃんです。これが私の新天地

育児院の先生、服部姉ちゃんです。これは同級生の大下君です。それで家族五人で尼崎へ行きまして。僕は覚えてるんですけど、母親たちに会う一週間か二週間ぐらい前に、服部姉ちゃんが説明してくれたんです。「光男ちゃん、よかったね。お父さんお母さん、迎えに来るよ」って言うてくれて。普通そうですよ。よかった。もう親と会えるわけですから。それから一緒に生活できるわけですから。僕は心の中では行きたくなかったです。ここが楽しかったから。この同級生の大下君とかとずっとここで生活したかったですけど、服部姉ちゃんが「よかったね」って言ったから、これは喜ばなあかんのやと思って。だから行きたくないって言えなかった。心の奥底にずっとこうしまい込んでしまっただけ。それでも一緒に親と生活し始めたということなんです。

六畳と四畳半の文化住宅。今まで山の上の広いところで生活してきましたから。ここを見てびっくりしました。お風呂がない、トイレだけがある。窓がなくて暗くて、もうすぐくじめじめした。それを子どもですから文句を言えないですよ。

それで、ある日「何の病気」って母親に聞いたことあるんです。小学校四年生ぐらいですか。母親は毎日、冷蔵庫から菓ビンみたいなのを出して、何か飲んでたんです。何かの病気やろって思って、何の気なしに聞いた。そのときに母親は声をひそめて、二人きりしかいない昼間ですよ。誰に聞かれるわけでもない。なのに声をひそめて、「らい病」と言っただけですよ。「らい病」ってね。そのらい病という病気がどんな病気かは、私は小学校四年生ですからわからないわ

けですよ。わからないけど、その母親のそのしぐさが、もう強烈に覚えてるんです。こうぐーと迫るものがあった。だから僕は、この病気の名前は絶対に人には言ってはだめなもんだって思い込んでしまったんです。小学校、中学校、高校、誰にも語らなかった。役所に入っても、同僚には一切語らなかった。語れなかったです。その発端はこんななんです。母がそういうふうには一切語らなかった。これが僕の心をずっと支配したというんですか、解けなかったです。今だからこんなふうには偉そうに、自分の母親はハンセン病だって言ってますけど、このときは語れなかった。何で言えなかったんですかって聞かれるんですけど、それは何とも説明のしようがないんです。

結婚したんですけど、結婚した相手にも語らなかったんです。結婚して三年目ぐらいから、ある日、妻から追及されたんです。家で晩酌してたんです。気持ちよくビール飲んで、こっちは半分酔っ払ってるときに、嫁はんが突然、「何でなん、何でなん」ってね、彼女は不思議に思ったことがあった。それは、子どもができて、いつも子どもを連れて母親と父親のところへ帰ってたんです。その文化住宅のところに。そしたら、母親がうちの嫁に愚痴を言ってたんです。「生きててもしゃあない」とか「長生きしてもしゃあない」とか、そういう愚痴を嫁に言ってたらしいです。「お母さんは何でそんなこと言うの。悲観的に言うの。何でなん、何でなん、何でなん」って追及を受けて、私はその答えになかったわけではないんですけど、「言えない事情があったんや」って。「ハンセン病という病気にお母さんがかかってたんや」って言ったんです。これ

は、「何でなん」の答えには必ずしもなっていないんですけど、何か嫁にしたらつじつまがあったみたいなの、そんなふうな納得感があった。

母親に「ハンセン病やっていうのを嫁にも言うてもうたで」って言うのにも、かなり時間がかかったんです。妻の追及を受けてから八年もかかっているんです。そのとき一緒に、「嫁にも言うたから、長島愛生園へ家族で一緒に行こうよ」って言った。それで子どもと一緒に連れて行ったときの写真です。河本さんっていう、もう亡くなられましたけど、療養所内でうちの両親が非常にお世話になった方なんです。彼のところへいつも行って、お世話になってました。

一九九五年、これは阪神淡路大震災があって、文化住宅が半壊になって、近くの市営住宅に入った。嫁がよく市営住宅に行っていたんです。母親と妻が、お茶を飲みながらお話ししてたときのことを、嫁がこういうふうに言ったんです。「お母さんが、突然昔話をして、岡山駅で一歳で別れたときのことを話した」って言うんです。「岡山の駅までは光男も一緒やった。そこから自分らは愛生園に行って、光男は看護婦さんが抱いて施設に連れていったんや。行くときは一緒やったのに、そこから離れ離れになったな」って、泣きながら語ったっていう。私は母親からこんなこと言われたことないんです、絶対。息子にはやっぱりしゃべりにくいとか、そんなことを言えなかったけど、この嫁には言いたかった、聞いてほしかったのかなっていう気がします。

それで、八九年間続いたらい予防法が、これはまあ三つの法律があったということ、

一九九六年に廃止された。この入所者たちが、自分たちの人権侵害は誰も認められてない、私たちの被害を誰も認めず、知らないだろうということ、一九九八年、熊本地裁で国家賠償請求裁判を起こしたわけです。それで、二〇〇一年の五月に判決が出ました。「厚生省としては、遅くとも昭和三五年の時点において、隔離政策の抜本的な変換等する必要があったが、新法廃止までこれを怠ったのであり、この点につき厚生大臣の職務行為に国家賠償法上の違法性及び過失があると認めるのが相当である」という判決が出た。この写真は当時のテレビで、こういう場面が出てきたんでしょうね。垂れ幕持って、「勝訴」って言って。僕は今、家族裁判をやってるんですけど、来年三月から五月ぐらいに判決が出るようなんですけど、ぜひこの垂れ幕がぱっと掲げてほしいなと夢見てるんです。

その後、補償金の支給に関する法律ができて、補償金が皆に渡されました。裁判の原告になった人だけじゃなくて、全ての入所者に、入所期間によって八百万、一千万、千二百、千四百万と四種類に分けて補償金が出ました。私たちの両親、姉さんたちも、一千万円ずつこの法律によって補償金がもらえました。二〇〇二年に退所者給与金というのが開始された。退所した人は、社会で生活するのに大変だろうからっていう、そういう法律ができた。そして二〇〇八年にはハンセン病問題の解決の促進に関する法律、こういう法律ができました。

その二〇〇一年の裁判は、やっぱり画期的だった。日本全国でハンセン病問題が注目された。テレビにも出て、マスコミにもたくさん出ましたから。そうすると、市民運動、市民活動がやっ

ぱり活発になる。いろんな市民活動が広がっていった。尼崎にも二〇〇三年二月に、市民の会ができたんです。この「ハンセン病問題を考える尼崎市民の会」を発足されたときに、発起人の一人、中村大蔵さんっていう人が、私と友達やったんです。「市民の会をつくったから、黄君も入れよ」みたいに、ちょっと偉そうな人なんです。それで私は中村さんには、自分の親がハンセン病やっていうことを言てなかつたですから、「この人、何で私を誘うの」と思ってます、もう断ってもよかつたんですけど、「何で断んねん」って言われたら、説明がしにくくなるから、もう黙って入ったんです。

そうすると、市民の会がいろんな学習をするんです。療養所を訪問に行ったり。当然長島愛生園に行ったり、邑久光明園に行ったり。逆に入所者の人を尼崎に呼んで講演したりとか、そういうことをしてた。僕って、自分の親はハンセン病だったけど、ハンセン病のことは全然知らなかつたんです。学んでなかつたんです。「えっ、ハンセン病ってそんな病気やったん」みたいな。この市民の会に関わるようになって初めて学ぶことができた。入ってほんとによかつたです。それで、学んでる間に、ぼつぼつと、その市民の会の役員さんたちに、実は私の母親がハンセン病やったんですよっていうことを語るようになったんです。二〇〇三年に熊本で、れんげ草の会っていう家族の会が発足された。私はれんげ草の会にも入るようになった。

二〇〇六年の五月に、富山県でハンセン病市民学会があって、初めて参加した。先ほど聞き取りをした埼玉大学の福岡先生と、それから黒坂さんと出会う。運のつきって書いてますけ

ど、ほんとに運命の出会いって言うていいでしょう。私は聞き取りをされたんです、その年の九月に。そして十月には、父親と姉さんに聞き取りをした。当時は、カセットテープで聞き取りをした。このときにお父さんが、もういっぱいしゃべってるんです。これはすごいなあ。父親ってこんな思いをしてたんやということを語ってくれてるんです。福岡先生、よう聞き取りしてくれたなって思いました。

それで、去年にもう亡くなられました長島愛生園の入所者の方で、金泰九さんを二〇〇八年二月に市民の会で呼んで、講演会をするとなつて、私はその前の晩に愛生園に泊まりに行つて、翌朝に車で尼崎まで送る役をしたんです。その前の晩に金泰九さんの部屋へ行つて、僕は何の気なしに金泰九さんに聞いたんです。「私の父親って、何で愛生園に入ったんですか」つて、何か深い意味があつたわけじゃないんです。そうすると金泰九さんが、最初は答えてくれなかつたんです。「え、お父ちゃんから聞いてないんか」つて言うて。「いや、聞いてませんよ」つて言うたら、「ほうやつたらしゃべられへんわ」つて言つて、最初は言ってくれへんかつたんです。そんな言えへんような、大それたことがあるんかな、みたいなね。それで、次の日の朝、岡山から尼崎まで車に乗つて二時間半ぐらいかかるんで、その間、一言もしゃべらへんわけにいかないから、そのときに金泰九さんがしゃべってくれたんです。これが、ここに書いてます驚愕の事実。こういうふうにつてくれたんです。

お母さんは、昭和三十一年一二月に療養所に入って、間もなく園内結婚した。そして、父親は

昭和三三年八月に母親に面会に行ったら、母親のお連れ合いと言うんですか、夫というんですか、そこと鉢合わせになった。父親がびっくりして、誰やねん、みたいな感じで、結婚してたんがわかって、それで父親が逆上して、その近くにあった包丁でその男を刺したんです。それは何とか死なずに一命を取りとめたんです。これは殺人未遂事件ですね。その場で現行犯逮捕されて、岡山刑務所に連れられて行った。そして裁判が行われて判決が出て、殺人未遂懲役三年、執行猶予四年。執行猶予が過ぎましたから、釈放されたんです。ところが大阪には戻れずに、園内に入ったっていうことを、金泰九さんが説明してくれたんです。もう今二〇一八年ですから、十年前ですよ。十年前にこの事実を聞いてね。

それで、この福岡先生がこう聞き取りしてるでしょ。もうほんまに根掘り葉掘り聞き取りしてるにもかかわらず、父親はこの事件のことは一切語らなかつた。語れないんでしょう。だからそのことを教えてくれたのが金泰九さん。僕はこれを十年前に、たまたま聞いたからわかつたみたいなもんで、それを聞かなかつたら、今もわからんままだったかもしれないです。聞いた後は、もう衝撃的がーんとなつて、嫁にもすぐ言うてしもたんです。嫁も聞いた後に、「もうその話は聞かんかったらよかつたのにな」みたいな、「知らんままのほうがよかつたんちゃうか」みたいに言うた。

それで私はここに書きました。背負わされた罪。母は、夫を裏切って別の男性と暮らしたという罪を背負った。父はその男性を刺して、殺人未遂という罪を背負った。このときから両親

は二人とも大きな罪を背負ったまま暮らし始めることになった。息子や娘たちに何も話さないまま、逃れようもない人生は、二人の心をずっと苦しめたのではないか。母は八十歳で、父は九一歳で亡くなった。二人ともマンションの七階から飛びおりた。息子に心を打ち明けて語れなかった心の苦しさから逃れるため、自死を選んだと思えてならない。

二〇〇三年一月二六日、母親が亡くなったときです。警察からの電話で病院へ駆けつけた。母の遺体を見たとき、涙一粒出なかった。この涙が出なかったというのが、ほんとの親子関係が築けていたら、不慮の事故ですから、それはもう涙がぼろぼろ出たでしょう。遺体にしがみついたでしょう。それができなかった。茫然と見てたんです。一歳から九歳まで八年間、母親と一緒に生活しなかった。九歳から一緒に生活したけども、本当の親子関係が築けてなかった。僕はある意味頑張った。自分で頑張ったって変な言い方ですけど、母親にこう寄り添って、母親の思いを聞こうと頑張ったつもりだったんですけど、やっぱり一歳から九歳まで八年間の日々の積み重ねがなかった。これは取り戻しようがないっていうふうだね。これも言うのがつらいんですけどね。九歳からお母ちゃんと一緒になったでしょって、なんでお母ちゃんの気持ちをお母ちゃんにわかってあげへんかったか、みたいに言われたら、ちょっと返事のしようがないんですけど、そういう場面にもう、自分はそのときに出くわした。自分の正体はここにしかないんだなということだね。

今から歌、歌います。ドラムカーズというバンドを組んでるんです。このとき二〇一四年に

大阪の阿倍野区で歌ったときの写真ですけど、「閉じ込められた命」っていう歌をつくったんです。そのときの歌を歌います。

(歌 ギター弾き語り 歌詞)

それは僕が一つの時きだった 母は病にかかっただけなのに

その病が家族を引き裂いたんだ それはらいという名の病

そして僕が暮らし始めたのは 孤児院という名の新しい家族

みんな優しいかった いい思い出ばかり

だけど本当の家族じゃなかった

人を犠牲にしなければならぬ国があるとすれば

それは人を人として認めない国でしかないだろう

閉じ込められて暮らした人たちは それをみんな知っているんだ

殺すこともできない 生かすこともできない

閉じ込められた命

それは僕が九つの時きだった 初めて出会った父さん母さん

初めて出会った姉さんたちと これが本当の家族になったんだと

らい予防法という名の法律が 僕らの家族引き裂いたんだ

人を守るための法律でなく 人を閉じ込めるための法律だったんだと

人を犠牲にしなければならぬ国があるとすれば

それは人を人として認めない国でしかないだろう

閉じ込められて暮らした人たちは それをみんな知っているんだ

殺すこともできない 生かすこともできない

閉じ込められた命

殺すこともできない 生かすこともできない

閉じ込められた命

(拍手)

ハンセン病問題の残された課題。それは家族の問題です。家族は家族を守るために入所者を忘れる、無視する、葬り去る、死んだことにする。離縁する、戸籍から除籍する。葬式に呼ばない、結婚式に呼ばない。遺骨を取りに来ないという家族が多いんです。これだけ見たら、家族がそんな冷たい仕打ちをしているのって思いますよね。そんな親をないがしろにしているのって思いますよね。だけど、こうせざるを得ない。二者選択、自分の親のことを堂々と社会で言う生き方と、自分の親のことを隠しといて、ハンセン病のことはわからないで生活する。さあ、あなたのお父さんがハンセン病やとわかったときに、どんな目にあうか。

今、家族裁判をやってますけど、その原告の人たちがいっぱい証言してます。ほんとにひどい目にあってるんです。消毒がもう一番なんです。消毒されたら、あの家はハンセン病やって

もう丸わかりになるんです。その家族はハンセン病患者と違うんですよ。普通の人なんです。健康な人なんです。だけど、その後ハンセン病患者と同じように見て、物を売らない、仕事はやめさせられる。結婚したら離縁させられる。学校ではみごにされる。「小学校のとき、あなたは教室でどこに座ってましたか」って、熊本地裁の証言のとき、弁護士さんが聞くんです。教室の隅っこですね。それも列から外れたところに、ずーっと座らされたんです。学校の先生はそんなことしたらあかんやろうと。この子はハンセン病患者と違うねんから。ハンセン病患者であったとしても、そんなはみごにするようなことしたらだめでしょう。学校ではいじめられて、いじめられてって証言をしてる原告の人たちが、たくさんいてるんです。そういうことを、こっちを選ぶかこっちを選ぶか。こんなひどい目にあうんか、それとも親のことは絶対秘密にして生きていくんか。遺骨も取りに行かんと、結婚式も呼ばんと言って言ったら、こっちを選ぶ人がおる。選ばなしゃあないでしょう。自分の親を看取りたくない子どもがどこにいるのか。決して本心ではない。もうこうせざるを得なかった。結婚式も呼ばれへんし、葬式も呼ばれへんねん。遺骨もよう取りに行きまへんっていう家族なんです。

それで、家族の問題がクローズアップされたのは、この本が出た、もう今から四年前になります。「ハンセン病家族たちの物語」っていう本で、ここに私が第十話に出たんです。福岡先生と一緒に黒坂愛衣さんに聞き取りをされた内容が、この本に書いてます。「肉親を知らずに育つ」ですね。ところが、睦明<sup>モクミョウ</sup>夫さんって仮名なんです。自分の本名を言えなかったんです。

今は偉そうにファン、ガンナムやと言うてるけども、ちょっと前までは、自分の名前さえ名乗れなかったっていうことなんです。

だからいまだ五百何人のたくさんの原告さんがいてるけど、いまだに名前を名乗れない、顔も出せないっていう原告さん、家族の人たちがたくさんいてるんです。だけど、まあ一歩ずつ、一段ずつというんですか、自分のことを明らかにしていく。これは時間がかかると思いますが。一気にはいかない。二年三年四年後、もう最後の最後までだめ、語れない人もいるかもわかりません。

家族の被害とはどんなものか。一番は「愛情と保護、関係性の喪失」。これが私そのものです。親と一緒に生活できなかった。たった八年間でですけど、一歳から九歳のこの貴重な時間が、非常に大事やったんです。その関係性をもう取り戻しようがない。

二番は「生活基盤が危うくなる」。私は新天地育児院に入りましたから、食べるのに困ったわけでもないし、生活がちゃんとできたんです。多くのハンセン病患者の家族たちは、仕事を奪われたり、男の人がハンセン病になる確率が高いから、お父ちゃんが突然おれへんようになるわけです。残された妻と子どもは、生活基盤がないんです。それで、物を売ってくれへんとか、就職もままならんとか、この二番は厳しい。

三番目は「戸籍上で存在を隠す」。四番が「実生活において存在を隠す」。この隠すということが、ものすごく精神的につらい。自分の親のことを語れないんです。「お父ちゃん、ど

こにおんの」っていう話に、会社とかでときどきあります。言われへんわけですよ。言えない。「死にました」って。もう生きてるって言うたら、「どこにおんの」って聞かれるから、「あ、死にましてん」って言うたら、もうそれ以上聞いてくれへんから、「死にました」っていう原告さんがたくさんいてるんです。自分の親を殺すなよって思うんですけど。

五番目は「被差別の悔しさ・悲しみ・怒りをぶつける」、当事者にぶつけるんです。娘がお父ちゃんに面と向かって「あんたがこんな病気になったために、私はこんなひどい目におうたんで」って言う。お父ちゃんに言うわけですよ、面と向かって。言われたお父ちゃんは、返す言葉がないですよ。

こういう親子関係はどうですか。家族問題のこの根深さは、ここなんです。もう一旦こんなふうに親子関係が途切れてしまったら、それを修復するためにどうしたらいいんですかねって、これが難しい。

これは、二年前の裁判で、これが新聞にでかかど載った。ハンセン病家族の国への集団提訴。名前を出してるのが三人だけ。原田信子さん、林力さんと私と。林力さんが団長さんです。ここの「生きること」でもう何年も前に講演された方。それから原田信子さん。先ほど自分の父親に面と向かって、「あんたがこんな病気になったため、私はこんな目におうたんでんや」って言うてしもた人なんです。父親はもう亡くなりましたから、父親にこういうふう言うたんですが、今となっては悔いてるわけです。何であんなこと言うてしもたかなと。そういう悔

いが残って、もっと優しくしてあげたかった、もっと何であるときにお父ちゃんにそんなひどいこと言うてしもたんやろっていう思いで、裁判を今ずっと闘ってるということなんです。

家族の裁判は、国が被告です。求めてるものは損害賠償、一人五百万円と弁護士費用五十万円、そして全国紙五紙に謝罪広告を掲載する。さあ、裁判がもう二年経ちますから、こんなふうに三回目の公判のときに国は争う姿勢で、家族には被害がないって言ってるんです。家族が被害をこうむったという原告らの主張は、一般的かつ抽象的なものにとどまり、原告らに固有の損害が生じたとは認められない。二番目は、時効ですよって言ってる。私が一歳から九歳までの八年間、両親と会われへんかった。一緒に生活できへんかった。これが抽象的ですか。これを国が堂々と言ってるんです。全面的に争ってるんですよ。そしてずっと公判が続いています。証人尋問が今年の三月から続いている。原告二九名が証人尋問で、裁判所で裁判官、裁判長の目の前で、一時間ぐらい自分の人生を語るわけです。弁護士先生がさっきみたいに、「小学校四年のとき、教室のどこに座ってましたか」って聞く。証人は「ここに座っていました」っていう、そういうやりとりがあります。

九月十日で証人尋問は終わりなんです。次は十二月に結審する。来年三月以降には判決が出るというスケジュールになりました。

家族提訴が求めるもの。家族被害を語りつくす。やっと家族が語り始めた。しかしまだ語れない家族が多い。家族の被害をつくり出してきたのは、社会のほか、市民一人一人である

ことを明らかにする。これが厳しい問いかけです。一般市民に責任はなかったんですかって。家族がこんなたくさんの被害をこうむったのにですよ。家族の人が、一般社会で一般市民といっしょに生活してましたから。そこでほんまにひどい目にあってるんです。そのひどい目にさしたん、誰やねんって言うたら、これは言いにくいけど、一般市民なんです。

三番目に、当事者と家族が関係性を取り戻し、ふるさとに帰れるまちにする。原田信子さんが、「父親にこういうふうに言った。ああ、もっと優しくできへんかったな」って。その関係性を取り戻したいっていう思いになってるんです。ふるさとにまだに帰れない、納骨堂に安置されてるお骨。これがまだたくさんあるんです。家族が取りに來ないからです。家族の人もこの裁判を見て、もし勝利判決になったら、「いや、われわれ家族も被害をこうむってたんや」「あそこの納骨堂にお父ちゃんをあのままにしとったらあかんわ」と、「取りに帰ろう」っていうふうに、「ふるさともうちゃんと返してあげよう」「御先祖さまに、お骨をちゃんと入れよう」って思ってくれる家族の人が、一人でも二人でも出たら、この裁判をやった意義があるかなって思ってるんです。

それで、最後にふるさとという歌を歌います。私の両親は朝鮮半島で生まれた朝鮮人ですから、朝鮮人がふるさとを歌う歌っていうのは、アリアンなんです。父親は歌をめったに歌わない人だったですけど、アリアンは時々、鼻唄みたいにして歌ったときがありました。それほど朝鮮人にとって、心の歌っていいんでしょかね。ふるさとの歌とアリアンとよく似

てるんです。ふるさとの歌を一番と一番と歌った後、アリランに返って、ふるさとの三番を歌って、またアリランを歌うっていうふうにしたと、できれば皆さんも、歌っていただけば。

(歌 弾き語り ふるさと アリラン)

ありがとうございます。それではこれで、終わります。ありがとうございます。

(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

もうしばらくお時間をいただきました。ご質問をお受けしたいと思います。どなたか質問はございますでしょうか。

○女性 質問っていうことではないんですけど、私の父は長い戦争から、フィリピンのほうに行ってたんですけど、まあやっと生きて帰ってきて、幸いにも元の職場に戻れたので、よかったですけど、今日の貴重なお話を聞かせていただいて、もしもあのころ、自分の家庭にもそういうことが起きてたら、どんなことになってたかなという思いで、聞かせていただいております。

それで療養所のこと、何か女性の数がやっぱり極端に少なくて、女性より男性のほうが三倍四倍ぐらい数があったということで、多分お母さんも、子どもさんと引き離された悲しさ、自分がもう一生ここで閉じ込められて、生きていかなければいけないかなという絶望感の

中でね、そういうことも起きたんじゃないかと思えます。

ご両親の最後の亡くなり方は、私は知らなかったもので、今日教えていただいて、そんなふうにしてやっぱり心の中に苦しみをずーっと亡くなるまで持って、死んでいかれたんだという思いで、やっぱりすごい悲しかったです。

でも、黄さんがこうやってお話しいただくことが、やっぱり真実を残していくっていうことで、すごい立派なことだと思えますし、いまだ療養所で亡くなった方の霊を慰める意味でも、やっぱりこうやって話していただきたいと思えますし、こうやって呼んでくださった枚方市役所にも感謝しております。

今日は貴重なお話、ありがとうございます。

○司会 他に質問がないようでしたら、これで質問を終わらせていただきます。

ハンセン病は、まだまだ解決されていません。まだ終わっていないと、そういうお話でございました。我々にとっても、この問題を過去のこととせず、これからも理解をより深め、ハンセン病の元患者の方、また御家族の方にも寄り添う気持ちを持ち続けなければならないと感じました。

それでは本当にお忙しい中、ご講演いただきました黄光男さんに、もう一度大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございます。

